

甲山勤労者山岳会規約

第1章 総則

第1条 この山岳会は、日本勤労者山岳連盟に加盟し、甲山勤労者山岳会とよび、事務所を西宮市内に置く。

第2章 目的と事業

第2条 この会は広く多くの登山愛好者が安く安全に山登りを楽しみつつ会員相互の親睦と心身の向上を図り、固い友情と団結を育て、良識ある勤労者の育成を目的とする。

第3条 この会は前項の目的を遂行する為に会員自身の運営により、次の事業を行う。

1. 定例登山及び登山指導を行う。
2. 山岳知識の向上を図る。
3. 会員の親睦を図る（登山以外も含む）。
4. 機関誌、ニュースを発行する。
5. 地域団体、他のサークルとの交流親睦を図る。
6. その他、この会の目的の為の一切の活動を行う。

第3章 会員

第4条 この規約を承認し、細則に定められた入会金、会費を納入し、所定の入会手続きを行うことにより、誰でも会員になることができる。

第5条 会員はこの規約により、次の権利を持つ。

1. 会員は会の全ての活動に参加できる。
2. 会計、記録その他に関する資料を閲覧することができる。

第6条 会員はこの規約により、次の義務を負う。

1. この会を育成し、規約及び決議に従うこと。
2. この会の所定の納入金を納入すること。

第7条 会員は次の各号により、退会を命ぜられる事がある。

1. 定められた期日から4ヶ月を過ぎても理由無く会費の納入のない時は運営委員会の承認をへて退会とみなす。尚、退会したものについては、すでに納入した会費及び財産は、分与を請求することは出来ない。
2. 退会は事前に文書を以って当会まで連絡すること。

第4章 組織

第8条 この会は前章の目的に賛同し、かつ入会者をもって組織する。

第9条 この会に次の機関を置く。

1. 総会

総会はこの会の最高決議機関であって毎年一回原則として6月に会長が召集する。尚、運営委員が必要と認めた場合、又は会員の3分の1以上の要求があった場合は臨時総会を開くことができる。総会の成立は会員過半数の出席を必要とする。

2. 運営委員会

運営委員会は総会につく議決機関であり、執行機関であって会長・副会長・事務局長及び運営委員によって構成され、毎月1回以上会長が召集し、その他には運営委員過半数の要求があれば開催し、総会の決定に基き会務を執行し、かつ必要な事を決議する。

第 10 条 この会は次の役員を置く。
会長 1 名、副会長 若干名、事務局長 1 名、運営委員 若干名
会計監査 2 名

第 11 条 会の運営を円滑にする為に専門部を設置する。

第 12 条 この会は事務局を設け事務局長が統括し会の運営に関する一切の事務を行い、事務局員若干名をおく。事務局員の任免は運営委員会が行う。

第 13 条 集会

1. 集会は必要に応じて開催する。
2. 集会は各委員の意見及び問題点を会員で討議し会員相互の友情と親睦を図るよう考慮する。

第 14 条 例会

1. 例会とは会員及び一般登山愛好者の要求に基いて計画立案し、会の行事として行う山行をいう。
2. 例会はできるだけ多くの会員が参加できるように企画及び実行に考慮する事。
3. 例会ではリーダーの指示には従うこと。

第 5 章 会計

第 15 条 会の経費は次によりまかなう。

1. 入会金
2. 会費
3. 臨時会費
4. その他

第 16 条 入会金は 2 0 0 円とする。

第 17 条 会費

1. 会費は月 1 0 0 0 円とし納入は 3 ヶ月ごとの前納とする。
2. 夫婦会員は月 1 5 0 0 円とする。

第 18 条 会計年度は毎年 6 月 1 日に始まり 5 月 3 0 日に終る。

第 19 条 会計監査

1. 会計監査は年 1 回以上行う。
2. 監査は行った会計内容を機関誌によって公表する。
3. 会計監査は 1 に関わらず臨時監査することができる。

第 6 章 附則

第 20 条 この規約の疑義についての解釈は運営委員会で行う。

第 21 条 この規約の改廃は総会のみによって行う。

第 22 条 この規約は 1 9 6 5 年 1 0 月 3 日から施行する。

但し第 9 条・第 18 条の規定は 1 9 6 7 年 4 月 1 日から施行する。

1 9 7 4 年 4 月 2 1 日	一部改正
1 9 7 6 年 5 月 1 6 日	一部改正
1 9 7 8 年 6 月 1 1 日	一部改正
1 9 8 0 年 6 月 2 9 日	一部改正
1 9 8 3 年 6 月 2 6 日	一部改正
1 9 9 4 年 6 月 2 6 日	一部改正
1 9 9 9 年 6 月 2 0 日	一部改正

甲山勤労者山岳会 山行規定

第1条 目的

この規定は甲山勤労者山岳会と会員独自が行う山行について必要な事項を定め、広く一般登山愛好者と力を合わせ、私たちの山行を「安全に、安く、楽しい」ものにするため、会員が自覚的に守るべき規範とする。

第2条 山行の分類

山行とは、例会山行及び個人山行を言う。

1. 例会山行

例会山行とは会員及び一般登山愛好者の要求にもとづいて計画立案し、会の行事として行う山行を言う。

2. 個人山行

個人山行とは、例会山行を除く全ての山行を言う。

第3条 山行計画書の提出

山行を行う場合は必ず山行計画書を作成し、原則として例会山行は実施期日の2週間前、個人山行は7日前迄に運営委員会又は指導部に提出する。

第4条 山行計画書の検討と承認

山行計画書の提出を受けた運営委員会又は指導部は、山行計画全般にわたって、第1条の目的に合致しているかどうかを検討し、その結果を速やかにリーダーに通告しなければならない。

第5条 リーダーの義務及び責任範囲

1. 山行のリーダーは、山行計画から報告、反省までのすべてにわたって責任を持って実施する。

2. 運営委員会及び指導部からの勧告、計画の変更についてはそれを遵守し絶対に事故のないように努力しなければならない。

第6条 登山本部の設置

運営委員会、指導部が必要と認めた山行については、登山本部を設置し、リーダーは下山後直ちに登山本部に山行の終了と必要事項の報告をしなければならない。

第7条 山行報告及び反省

1. 山行終了後、速やかに総括を行い山行報告書、スライド、写真その他の記録を作成し、2週間以内に指導部に提出する。

2. 総括で出された問題は全員が謙虚に反省し、以後の山行に生かすよう努力しなければならない。

第8条 単独行

単独行は安全の見地より原則として禁止する。

第9条 疑義の解釈

この規定の解釈は運営委員会が行う。

第10条 改廃

この規定の改廃は総会による。

第11条 発効

この規定は1971年12月2日より発効する。